

財政援助団体監査

監査対象 ①静岡市高等学校野球大会開催事業補助金

【静岡市高等学校野球大会実行委員会】

②静岡市静岡地域青少年健全育成事業補助金

【静岡地域青少年健全育成連絡協議会】

監査期間 令和3年8月20日～令和4年1月5日

財政援助団体監査は、2つの補助金等を抽出し、その交付団体と所管部局を対象に、補助金等が交付目的に従って適正に執行されているか、財政援助に係る出納その他の事務が適正に行われているかについて、関係書類の調査、関係職員からの説明聴取の方法により実施しました。

監査の結果、2件の指摘と3件の指導を行いました。

また、1件の意見を付しました。

★指摘事項

- ・金銭出納簿の作成漏れについて（静岡市静岡地域青少年健全育成事業補助金）

市準公金取扱基準では、金銭出納簿を作成し、月に1回、準公金と金銭出納簿を準公金管理責任者が確認しなければならないとされていますが、金銭出納簿が作成されておらず、準公金管理責任者による月に1回の準公金の確認がされていませんでした。

- ・公文書の不適切な管理について（静岡市静岡地域青少年健全育成事業補助金）

市の公文書と補助事業者の文書が混在して一つの簿冊に編てつされており、公文書が不適切に管理されていました。

また、補助事業者の文書を公文書と同様に文書管理システムで処理しているものがありました。

●意見

- ・所管課が補助事業者の事務局を兼ねた場合の事務の取扱いについて

今回監査対象とした補助金の対象団体は、双方とも団体の構成員として市の所管課が事務局を担当し、市への補助金交付申請事務などを行っていました。また、担当者は別にしているものの、同じ係が補助事業者への補助金交付決定なども行っており、その結果、同一の係が補助金の交付申請の事務と交付決定の事務の両方を担当していました。

監査を実施したところ、公文書と補助事業者の文書の保管・処理方法の混在など、それぞれの立場の違いが明確に自覚されているとは言い難い状況でした。

市の所管課が補助事業者の事務局を担うことで、事務処理が複雑化し、補助金交付事業に対するけん制機能が働きにくくなります。所管課が補助事業者の事務局を兼ねる事例は全庁的に見られることから、適正な事務事業の執行を確保するための対策を市全体で講じるべきです。